

受理年月日	平成27年2月26日	付託年月日	平成27年3月3日	所管委員会	第2委員会
番号	27年請願第3号				
件名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書議決について				
請願者	中央区荒戸三丁目3-39 福岡市原爆被害者の会 会長 中村 国利				
紹介議員 分割付託	熊谷、中山、星野、宮本、綿貫、高田、池田、落石、石田、黒子、渡辺、尾花、山口 第1委員会 (27年第2号)				
要旨	<p>ことは広島・長崎に原爆が投下されてから70年の節目の年になります。人類がつくり出した最も残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた私たちは、今日まで、全てをさらけ出して被爆の実相を語り、誰にも同じ思いを味わわせてはならないとの決意のもと、核兵器の廃絶と原爆被害に対する国の償いを求める運動を続けてきました。この願いはいまだ実現していません。</p> <p>私たちは、日本国民が、安心して生きていけるためにも、本市議会が、現行法を改正し、原爆被害に対して国が償いをするを求める決議を採択し、政府（内閣総理大臣）及び国会（衆参両院議長）にその意見書を提出するようお願いするものです。</p> <p>広島・長崎の被爆者は、原爆による熱線、爆風、放射線で殺され傷つけられました。辛うじて生き延びた人々も、街中に飛び散る放射線を浴び、いまだにその病魔と闘い続けています。そして今日まで、命、体、心、暮らしに被害を受け続けています。</p> <p>しかし、現行法は、原爆被害を償う法律、国民の命を守る法律になっていません。</p> <p>現行法の問題の第1は、原爆被害を放射線被害、それも初期放射線の被害に限定していることです。このような法律では、原爆被爆者だけでなく、原発事故等による被爆者も救われません。</p> <p>その2は、被害に対する償いではなく、高齢化した被爆者に対する援護の法律になっていることです。</p> <p>その3は、核兵器の廃絶を究極的廃絶と表現して、遠い将来の課題としていることです。世界の世論は核なき世界に向けて大きく前進しています。唯一の被爆国として速やかな核兵器廃絶をうたうべきです。</p> <p>その4は、戦争被害受忍の立場に立った法律ということです。日本国民は戦争による命、身体、財産の被害は我慢しなければならないとしていることです。</p> <p>私たち被爆者が求めている原爆被害に対する国の償いとは、原爆被害を起こした責任を明らかにして謝罪すること、原爆被害によって破壊された、命、体、心、暮らしを償うこと、再び被爆者をつくらないあかしを明らかにすることです。</p> <p>よって、以下の事項を請願します。</p> <p>1. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める決議・意見書を採択すること。</p>				
審査 年月日	平成 年 月 日	結 果		委員会	平成 年 月 日
	平成 年 月 日			本会議	平成 年 月 日
	平成 年 月 日				

平成 27 年 2 月 26 日

福岡市議会

議長 森 英鷹 様

請願者 住所 〒810-0062

福岡市中央区荒戸三丁目 3 番 39 号

福岡市市民福祉プラザ 4 階

福岡市原爆被害者の会

会長 中村 国利

請願の趣旨

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年は広島・長崎に原爆が投下されてから 70 年の節目の年になります。人類が作り出した最も残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた私たちは、今日まで、すべてをさらけだして被爆の実相を語り、「誰にも同じ思いを味わわせてはならない」との決意のもと、核兵器の廃絶と原爆被害に対する国の償いを求める運動を続けてきました。この願いはいまだ実現していません。

私たちは、日本国民が、安心して生きていけるためにも、貴議会が、現行法を改正し、原爆被害に対して国が償いをするをを求める決議を採択し、政府（内閣総理大臣）および国会（衆参両院議長）にその意見書を提出して下さるようお願いするものです。

広島・長崎の被爆者は、原爆による熱線、爆風、放射線で殺され傷つけられました。かろうじて生き延びた人々も、街中に飛び散る放射線を浴び、未だにその病魔と闘い続けています。そして今日まで、いのち、からだ、こころ、くらしに被害を受け続けています。

しかし、現行法は、原爆被害を償う法律、国民の命を守る法律になっていません。

現行法の問題の第 1 は、原爆被害を放射線被害、それも初期放射線の被害に限定していることです。このような法律では、原爆被爆者だけでなく、原発事故等による被曝者も救われません。

その 2 は、被害に対する償いではなく、高齢化した被爆者に対する援護の法律になっていることです。

その 3 は、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」と表現して、遠い将来の課題としていることです。世界の世論は「核なき世界」に向けて大きく前進しています。唯一の被爆国としてすみやかな「核兵器廃絶」を謳うべきです。

その 4 は、戦争被害受忍の立場に立った法律ということです。日本国民は戦争による命、身体、財産の被害は我慢しなければならないとしていることです。

私たち被爆者が求めている原爆被害に対する国の償いとは、原爆被害を起こした責任を明らかにして謝罪すること、原爆被害によって破壊された、いのち、からだ、こころ、くらしを償うこと、ふたたび被爆者をつくらぬ証しを明らかにすることです。

この地球上から核兵器をなくすことは被爆者の悲願であり、世界の恒久平和は人類共通の願いであります。

世界の潮流は、核兵器廃絶に向かっています。今こそ日本は、核兵器を落とされた唯一の国として、核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たすべきです。

そのために、私たち被爆者は、「比核三原則」の法制化を求めます。

請願事項

- 1、 現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める議会決議・意見書採択のお願い。
- 2、 非核三原則の法制化について、政府に意見書を提出してください。

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書

70年前に広島・長崎に投下された原子爆弾は二つの都市を一瞬にして壊滅し、多くの人の命を奪いました。それから、今日まで被爆者は、いのち、からだ、こころ、くらしの被害に苦しめられてきました。

被爆者は、「ふたたび被爆者をつくるな」という悲願実現のために「核兵器廃絶」と「原爆被害に対する国の償い」を求めて、国内外で運動を続けてきました。この願いは被爆者の命をかけた願いであり、日本国民と世界の人々の願いでもあります。

国は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（以下現行法と表現する）によって被爆者施策をおこなっています。しかし、原爆被害に対する償いはなされていません。それは、現行法が原爆被害を初期放射線被害に限定していること、高齢化した被爆者に対する施策としていること、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」としていること、戦争被害受任論の立場に立っていることによります。

ふたたび被爆者をつくらないために、国民の命を守り、日本国民が安心して、安全に暮らすためにも、現行法は原爆被害に対する国の償いを内容とする法律に改正される必要があります。

原爆被害に対する国の償いは、国が原爆被害を償うことによって、ふたたび被爆者をつくらない誓いを、宣言するものです。

今年には被爆70年の節目に当たります。一日も早い国の償いが求められています。

本議会は地方自治法99条の規定により、下記諸項目を中心とする「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正がおこなわれますよう意見書を提出します。

記

- 1 ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめ、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。
- 2 原爆死没者に償いをする事。
 - (1) 原爆死没者に対して謝罪し、弔意を表すこと。
 - (2) 原爆死没者の遺族に対して弔慰金あるいは特別給付金を支給すること。
 - (3) 8月6日、9日を原爆死没者追悼の日とし、慰霊・追悼事業を実施すること。
- 3 すべての被爆者に償いをする事。
 - (1) 戦争によって原爆被害をもたらしたこと、原爆被害を放置し、過少に評価してきたことについて謝罪をすること。
 - (2) すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障害をもつものには加算すること。
 - (3) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護の全てを国の責任でおこなうこと。

以上

衆議院議長
町村 信孝 殿

現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書

70年前に広島・長崎に投下された原子爆弾は二つの都市を一瞬にして壊滅し、多くの人の命を奪いました。それから、今日まで被爆者は、いのち、からだ、こころ、くらしの被害に苦しめられてきました。

被爆者は、「ふたたび被爆者をつくるな」という悲願実現のために「核兵器廃絶」と「原爆被害に対する国の償い」を求めて、国内外で運動を続けてきました。この願いは被爆者の命をかけた願いであり、日本国民と世界の人々の願いでもあります。

国は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（以下現行法と表現する）によって被爆者施策をおこなっています。しかし、原爆被害に対する償いはなされていません。それは、現行法が原爆被害を初期放射線被害に限定していること、高齢化した被爆者に対する施策としていること、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」としていること、戦争被害受任論の立場に立っていることによります。

ふたたび被爆者をつくらないために、国民の命を守り、日本国民が安心して、安全に暮らすためにも、現行法は原爆被害に対する国の償いを内容とする法律に改正される必要があります。

原爆被害に対する国の償いは、国が原爆被害を償うことによって、ふたたび被爆者をつくらない誓いを、宣言するものです。

今年是被爆70年の節目に当たります。一日も早い国の償いが求められています。

本議会は地方自治法99条の規定により、下記諸項目を中心とする「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正がおこなわれますよう意見書を提出します。

記

- 1 ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめ、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。
- 2 原爆死没者に償いをする事。
 - (1) 原爆死没者に対して謝罪し、弔意を表すこと。
 - (2) 原爆死没者の遺族に対して弔慰金あるいは特別給付金を支給すること。
 - (3) 8月6日、9日を原爆死没者追悼の日とし、慰霊・追悼事業を実施すること。
- 3 すべての被爆者に償いをする事。
 - (1) 戦争によって原爆被害をもたらした事、原爆被害を放置し、過少に評価してきたことについて謝罪をすること。
 - (2) すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障害をもつものには加算すること。
 - (3) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護の全てを国の責任でおこなうこと。

以上

参議院議長
山崎 正昭 殿

現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書

70年前に広島・長崎に投下された原子爆弾は二つの都市を一瞬にして壊滅し、多くの人の命を奪いました。それから、今日まで被爆者は、いのち、からだ、こころ、くらしの被害に苦しめられてきました。

被爆者は、「ふたたび被爆者をつくるな」という悲願実現のために「核兵器廃絶」と「原爆被害に対する国の償い」を求めて、国内外で運動を続けてきました。この願いは被爆者の命をかけた願いであり、日本国民と世界の人々の願いでもあります。

国は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（以下現行法と表現する）によって被爆者施策をおこなっています。しかし、原爆被害に対する償いはなされていません。それは、現行法が原爆被害を初期放射線被害に限定していること、高齢化した被爆者に対する施策としていること、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」としていること、戦争被害受任論の立場に立っていることによります。

ふたたび被爆者をつくらないために、国民の命を守り、日本国民が安心して、安全に暮らすためにも、現行法は原爆被害に対する国の償いを内容とする法律に改正される必要があります。

原爆被害に対する国の償いは、国が原爆被害を償うことによって、ふたたび被爆者をつくらない誓いを、宣言するものです。

今年是被爆70年の節目に当たります。一日も早い国の償いが求められています。

本議会は地方自治法99条の規定により、下記諸項目を中心とする「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正がおこなわれますよう意見書を提出します。

記

- 1 ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめ、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。
- 2 原爆死没者に償いをする事。
 - (1) 原爆死没者に対して謝罪し、弔意を表すこと。
 - (2) 原爆死没者の遺族に対して弔慰金あるいは特別給付金を支給すること。
 - (3) 8月6日、9日を原爆死没者追悼の日とし、慰霊・追悼事業を実施すること。
- 3 すべての被爆者に償いをする事。
 - (1) 戦争によって原爆被害をもたらした事、原爆被害を放置し、過少に評価してきたことについて謝罪をすること。
 - (2) すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障害をもつものには加算すること。
 - (3) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護の全てを国の責任でおこなうこと。

以上